

「身体的距離」が離れても  
「心」と「心」の距離を近づけよう

やめよう コロナ差別

新型コロナウイルスに感染した人や濃厚接触者、医療関係者や社会生活に必要なサービスを提供する業務に携わる方、海外からの帰国者や特定の国の人、これらの方々の家族などに対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷があってはなりません。

一人ひとりが思いやりの気持ちを持つことが大切です。

～人権に関する専門的相談窓口～

みんなの人権110番：0570-003-110

女性の人権ホットライン：0570-070-810

子どもの人権110番：0120-007-110

外国語人権相談ダイヤル：0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口：<https://www.jinken.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別が受診をためらわせ、感染を拡大してしまうという負のスパイラルを断ち切りましょう。



10月▶▶ 人権尊重社会をめざす県民運動強調月間

12月4日▶▶ 人権尊重社会をめざす県民運動強調週間